

**厚生労働省省内事業仕分け（(財)給水工事技術振興財団）
仕分け人（6名）の評決結果**

○ **事務・事業（給水装置工事主任技術者試験事務<指定事業>）**

5人	0人	① 事業そのものを廃止
	0人	② 事業の効率性を高めた上で、指定制度を廃止し、国で直接実施
	1人	③ 事業の効率性を高めた上で、指定制度を廃止し、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④ 事業の効率性を高めた上で、他の民間法人を指定し実施
	3人	⑤ 法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（指定制度の見直し、手数料の見直しなど）
改革案は妥当 1人		

＜具体的な意見＞

【③ 事業の効率性を高めた上で、指定制度を廃止し、自治体へ事業を移管し実施】

- ・水道事業者が区域内の事業者のみに発注する規制を緩和するための国家資格であることから、試験は自治体で実施しても問題はない。

【④ 事業の効率性を高めた上で、他の民間法人を指定し実施】

- ・具体的な将来計画が見えない。効率的な運営ができるところに民間委託することができるのではないか。

【⑤ 法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（指定制度の見直し、手数料の見直しなど）】

- ・現在は独占事業であるから、受験料の値下げ・受験者の利便性の向上が望まれるのは当然であろう。ただし、本財団の努力を超えた次元で、制度そのものの再検討が必要だと思われる。（そもそもこの試験制度が必要か、仮に必要としても指定法人に独占させるべきか等）
- ・従事者の資格取得前の講習とともに、資格取得後の技術レベル維持・向上のための支援策を計画すべき。
- ・新築のみならず、メンテナンスさらに改修工事等で技術者レベルの維持とそのような優秀な従事者育成事業に責任を負う財団として大いなるご尽力を。
- ・受験者及び合格者が5年間で激減している要因を詳細に分析して、抜本的な運営対策が必要。また、試験時期が10月第4日曜日のみとのことだが、国家試験の集中する日であると認識しているので、開催時期を変更する対策が必要。

○ 組織・運営体制

改革案では不十分 5人	
改革案が妥当 1人	

<具体的な意見>

【改革案では不十分】

- ・ 国家公務員OB役員退任後、公募により地方公務員OBが就任するのでは本質的な改革ではない。職員についても地方公務員OBの数を削減すべき。
- ・ 組織がトップヘビーに過ぎる。また、受験者数が傾向的に減少している以上、一層のリストラが不可避であろう。
- ・ 改革のスピードが遅い。競争がないため危機感が低い。
- ・ 日本の水道技術の競争力の重要な要素として、給水工事に関する技術がある以上、日本のインフラ技術輸出、ODAのサポートとしての観点も必要と考える。
- ・ 90年代半ばの行政改革としての時代の要請から16年が経過した中で、新たな時代への要請への対応としての発想の転換も考える必要がある。
- ・ 5年間の収支を見る限り、黒字年と赤字年があり財政が不安定である。毎年の要因分析及び試験事務業務以外の業務に取り組む必要がある。